

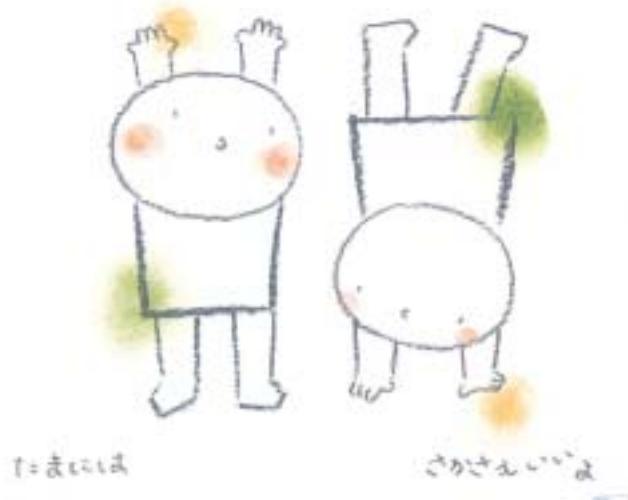


RE REPORT
—レポート—

男女共同参画社会をめざす

2007.6.20 NO

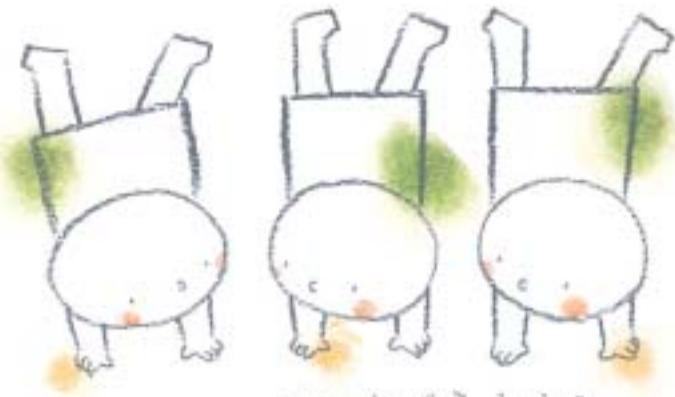
10



特集

ひとりで抱え込まないで

—しない、させない高齢者虐待 —



◆介護負担蓄積型
介護の不安や不満、疲労などのストレスを、介

◆関係依存密着型
が根底にある親子、夫婦などが、介護の負担が

参考文献・『高齢者虐待』小林篤子著
中央公論新社 / 2004

虐待の要因

<ケース4> 心理的虐待

◆被虐待者一母84歳／◆虐待者一娘50歳、孫18歳

【事態】 離婚した娘が、子どもを連れて母のアパートに戻ってきた。母の年金は少なく、娘の収入で暮らすことになった。やがて孫が引きこもりになり、娘も更年期で体調をくずし仕事がうまくいかなくなると、二人は母に八つ当たりし、「家から出て行け、金ばかり使って」と毎日罵声を浴びせた。母はいたたまれなくなり、息子夫婦のところに行ったり、そこでも厄介者扱いされてしまう。娘は、母がいなくなったことをいいことに住民票を削除してしまったため、母は基本的なサービスも受けられなくなった。

【支援】 母が体調不良のため病院にかかりたいと公的機関に相談に来たが、住民票がないことがわかり、母の今後の生活の相談となった。息子の住所地に住民票を作り、生活保護を申請し、施設入所となった。



【対策】 孫の引きこもり、娘の更年期が虐待の引き金になっているのであり、孫はカウンセリング、娘は更年期外来の受診などを通じて、それぞれが人生を立て直し、自立した家族関係を作る。

◆支配関係逆転型
高齢者の心身の衰えによって、それまでの支配的な夫婦関係や嫁姑関係の力関係が逆転し、虐待に至るタイプ

◆精神的障害型
虐待の要因は複雑です。これらの複数が絡み合い、地域から孤立し、家庭が密室化したときに虐待は起こりやすくなります。

ジャッジ!高齢者虐待

6月30日(土)午後1時30分開廷

北区男女共同参画センター「スペースゆう」
プラネタリウムホール(北とびあ6階)

誰もが、加害者にも被害者にもなりうる高齢者虐待。孝行息子は、なぜ母に暴力をふるってしまったのでしょうか? それほどまでに息子を追いつめたものは? あなたも評決に加わって、自分の問題として高齢者虐待を考えてみませんか?

◆お申し込み・お問い合わせ
北区男女共同参画センター「スペースゆう」
☎ 3913-0161
※北区ニュース(6月10日号)、チラシをご参照ください。

◆介護負担蓄積型
介護の不安や不満、疲労などのストレスを、介

◆関係依存密着型
が根底にある親子、夫婦などが、介護の負担が

参考文献・『高齢者虐待』小林篤子著
中央公論新社 / 2004

家庭内での高齢者虐待の要因は多様です。児童虐待の場合は最初から保護育成されなければならない児童に対する虐待ですが、高齢者の場合は、高齢者自身が家族との人間関係を長年渡り作ってきたという歴史があります。そのため、虐待の要因も児童虐待とは違った様相になります。これを、東京医科歯科大学の高崎絹子教授は、次のように分類しています。

◆精神的障害型
虐待の要因は複雑です。これらの複数が絡み合い、地域から孤立し、家庭が密室化したときに虐待は起こりやすくなります。

ジャッジ!高齢者虐待

6月30日(土)午後1時30分開廷

北区男女共同参画センター「スペースゆう」
プラネタリウムホール(北とびあ6階)

誰もが、加害者にも被害者にもなりうる高齢者虐待。孝行息子は、なぜ母に暴力をふるってしまったのでしょうか? それほどまでに息子を追いつめたものは? あなたも評決に加わって、自分の問題として高齢者虐待を考えてみませんか?

◆お申し込み・お問い合わせ
北区男女共同参画センター「スペースゆう」
☎ 3913-0161
※北区ニュース(6月10日号)、チラシをご参照ください。

ケースに学ぶ 高齢者虐待

高齢者虐待は家庭内でのさまざまな人間関係の中で起こります。典型的な事例をケーススタディしましょう。

<ケース1> 身体的虐待

◆被虐待者一母80歳／◆虐待者一息子53歳

【事態】 母子二人暮らし。息子は会社勤めをしていたが、母の介護で休みがちになり退職。今は母の年金で生活している。これまで母は、息子の食事の世話をすべてやってきたが、数年前から認知症を発症。息子は、家事全般を自分でやらなければならなくなっここと母の介護が重なり、ストレスが高じている。最近母が失禁するようになると、そのたびに息子は母の尻をつねったり、時には殴る、蹴るの暴行を加えるようになった。母は息子に怯えている。

【支援】 ショートステイや施設入所など、介護サービスの利用によって息子の介護負担の軽減を行う。年金は母のために使うということを息子に説得し、場合によれば年金の振込先を変えて、年金の管理者から息子をはずす。

【対策】 若いうちから息子を自立させる。同居していくも、身の回りの家事能力をつけさせることで、自分がしなければならなくなったときのストレスを軽減させる。介護休業の取得などで仕事と介護を両立するための職場環境を整え、母の年金に依拠せざるを得ないような介護生活はしないようにする。

<ケース2> 介護・世話の放棄・放任

◆被虐待者一夫75歳／◆虐待者一妻73歳

【事態】 若い頃から家族に暴力を振るう夫であった。一人娘(38歳)は父から逃げるように自立した。夫は骨折し動けなくなつてからも妻に暴言を吐くなどの支配的関係が続いていたが、妻にも軽い認知症が始まると、夫の食事を抜くようになり、最近は何日も夫の寝室に顔を出さず、風呂にもトイレにも連れて行かなくなってしまった。娘は父を嫌っていたため、母を心配しても父の状態については無関心だった。

【支援】 訪問介護、ショートステイなどの公的サービスの利用により、妻の介護を支援する。また、夫婦と娘のカウンセリングを通じて、夫婦間、娘と父との家族関係の調整をする。夫の暴言も妻に対するDVであり、虐待であることをわかる。場合によれば長期的分離も必要。

【対策】 これは長年の夫のDVを放置してきたから虐待にまで至ってしまったケースであり、早いうちに家族間の調整が必要であった。DVは家庭の中に暴力を容認醸成させ、虐待と被虐待が互換しあうこともある。また、家族間の協力を希薄にさせる。

<ケース3> 経済的虐待

◆被虐待者一父85歳／◆虐待者一息子55歳

【事態】 被虐待者は数年前に妻と死別し、それを機に長男家族と同居。次男と三男はそれぞれ独立している。父には自宅と数千万円の預金があり、父が病気で寝たきりになると、長男が財産の管理をするようになっていた。最近、長男は事業がうまくいかなくなり、父の預金に手をつけ、そのことが弟たちに露見するのを恐れて弟たちを遠ざけるようになった。弟たちが見舞いに行っても会わせず、入院先も教えない。

【支援】 父に成年後見人をつける。成年後見人は、このように家族間で対立している場合は、被相続人以外の第三者、例えば中立な弁護士などを選任したほうが公正である。そして、後見人を通じ、父の療養監護に次男と三男も参加させ、本人の療養のために財産を使うようにする。

【対策】 同居の家族であっても、財産管理と体が不自由になったときの療養について事前に話し合っておくこと。場合によれば、元気なうちに公正証書で後見契約をしておく。親の財産は、たとえ自分が相続人であり将来相続することになっていても、本人の財産は本人のためのものであり、本人のために使われるべきものであることをしっかり認識しておく。

ご存知ですか?

改正男女雇用機会均等法が平成19年4月1日からスタートしました。

改正のポイント1 性別による差別禁止の範囲の拡大

- ①男性に対する差別も禁止されました。
 - ②禁止される差別が追加、明確化されました。
- ・募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて、降格、雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由にした差別は禁止されます。
- ・配置について、同じ役職や部門への配置でも権限や業務配分に差がある場合異なった配置となり、性別を理由とした差別は禁止されます。

改正のポイント3 セクシュアルハラスメント対策

- ①女性に加え、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた雇用管理上必要な対策を講じることが事業主の義務となりました。
- ②紛争が生じた場合、男女とも調停など紛争解決援助の申出ができます。

改正のポイント4 母性健康管理措置

- ①事業主は、妊娠婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保し、またその指導事項を守れるようにするための措置を講ずることが義務となりました。是正措置に従わない場合、企業名公表となります。
- ②紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申出ができます。

改正のポイント5 ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション（男女間の格差解消のための積極的取組）に取り組む事業主が実施状況を公開するに当たり、国の援助を受けることができます。

改正のポイント6 過料の創設

厚生労働大臣による均等法に関する事項の報告の求めに対し、事業主が報告に応じず、又は虚偽の報告をした場合、20万円以下の過料に処せられます。

活かそう!苦情解決委員会

北区では、「男女共同参画条例」を平成18年6月に制定し、この条例に基づく「男女共同参画苦情解決委員会」を本年1月に設置しました。区の施策で、男性と女性で不当な異なる扱いがなされている、職場や地域社会などの活動の場において、男女平等になっていないものがある、そのため能力が発揮できないなど、みなさんからの苦情の申出を受け付けています。「苦情解決委員会」制度は、みなさんのものです。ぜひご活用ください。

<苦情解決委員紹介>

氏名	役職名
白井典子	弁護士、区法律相談委員
新澤誠治	元大学教授(児童学専攻)
春木節子	元労働省東京女性少年室(現東京労働局雇用均等室)長

■苦情解決委員は

- ・みなさんの苦情の申出を、適切・迅速に処理いたします。
- ・みなさんのプライバシーは守ります。

■申出にあたっては、事前に、お電話ください。

子ども家庭部男女共同参画推進課(区役所第一庁舎)——☎3908-9307
男女共同参画センター「スペースゆう」(北とぴあ5・6階)——☎3913-0161

■申出書は、北区のホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.kita.tokyo.jp/>



高齢者虐待に対する北区の取り組み

〔北区おたがいさまネットワーク〕

北区では、「健やかに安心してくらせるまちづくり」へと向けて、地域のみなさんとともに「おたがいさまネットワーク」の場を広げてきました。

一つですが、身近に相談できる場所が出来たことにより、潜在的であった虐待を早期に発見できるケースも出てきました。

〔地域包括支援センター〕

これは、地域社会や家族関係の希薄化が進む中、町会自治会、老人クラブ、北区医師会、北区接骨師会、居宅介護事業所、浴場組合、警察署、消防署、社会福祉協議会、消費生活センターなどの協力団体・機関や民生委員、協力員が連携して、手助けや支えあいが必要な高齢者に適切なサービスを提供するためのネットワークです。具体的には、協力団体・機関などが高齢者との交流を通して気づいたことを在宅介護支援センターに相談し、センター職員がその高齢者の家を訪問して状況を聞いたうえで、その人にあつたサービスを提供していくします。

平成17年7月に区が立ち上げた高齢者虐待防止センターもネットワークの協力機関

平成18年4月には地域包括支援センターが開設されました。このセンターは、高齢者の生活を支える拠点として設置された総合機関で、虐待の早期発見・防止・権利擁護などの高齢者の人権や財産を守る取り組みから、介護保険、介護予防のマネジメント、福祉、医療など、さまざまな支援を包括的・継続的に行っています。

虐待に気づいたときは、高齢者虐待防止センターや地域包括支援センターなどの市区町村の相談機関に相談しましょう。また、介護する・される上での悩みや不安、負担は一人で抱え込まないで、さまざまなサービスや制度を利用して少しでも軽くするようしましょう。

高齢者の虐待・養護者の負担を軽くするためのサービス等については下記の窓口にご相談ください。

	電話	FAX
高齢者虐待防止センター	3908-1112	3908-1229
地域包括支援センター (高齢福祉課)		
王子高齢相談係 (区役所第一庁舎1階)		
王子高齢相談係 (区役所第一庁舎1階)	3908-9083	3908-1229
赤羽高齢相談係 (赤羽会館6階)	3903-4167	3903-4257
滝野川高齢相談係 (滝野川福祉保健センター1階)	3915-0124	5974-3151
在宅介護支援センター		
王子光耀苑	3927-8899	5902-7667
浮間さくら荘	3558-3689	3558-7988
西が丘園	5993-8161	5924-7822
清水坂あじさい荘	5924-2025	5924-2028
みずべの苑	3598-2111	3598-9903
桐ヶ丘やまぶき荘	5924-0152	5963-6931
上中里つじ荘	5390-6009	5390-6007
滝野川	5907-5816	5907-5867
担当地域		
王子 岸町 王子本町 豊島 東十条1~2丁目		
浮間 赤羽北 赤羽		
西が丘 上十条 十条仲原 十条台		
中十条 東十条3~6丁目 赤羽南 赤羽西1~4丁目		
志茂 神谷 岩淵		
桐ヶ丘 赤羽西5~6丁目 赤羽台		
上中里 中里 昭和町 東田端 田端 田端新町 西ヶ原 堀船 栄町		
滝野川		

高齢者にかかる心の相談

毎週水曜日【予約制】

連絡先 電話：3908-1112
FAX：3908-1229

高齢者虐待防止センターへ

